

武庫川水系河川整備計画（原案）等に対する委員意見と県の考え【質問】（その3）

主な内容	委員からの意見（意見書）		意見に対する県の考え
	番号	質問	
<b>①整備計画（原案）、総合治水推進計画（県原案）の位置づけに関する事</b>			
—			
<b>②整備目標に関する事</b>			
—			
<b>③流量配分に関する事</b>			
既存ダムの活用	1	(p.38 4水源余力の評価)について 運用実態上の需要量：計画1日平均取水量Aと水道計画上の需要量：計画1日最大取水量Bとの関係は、 $A = B \times (\text{負荷率} k1) \times (\text{有収率} k2)$ と見てよいか。また神戸市水道局の考え方では、 $k1=0.85$ $k2=0.9$ としているが（従って、 $k1 \times k2=0.765$ ）他の水道事業者でも同じ値と考えてよいか。	村岡委員 計画1日平均取水量Aは、将来人口、原単位、および有収率から算出し、これを負荷率で割って1日最大取水量Bを算出するので、両者の関係は以下のとおりです。 $B = A \div \text{負荷率}$ なお、負荷率は水道事業者ごとに過去の実績値等をもとに設定しているため、同じ値にはなりません。
既存ダムの活用	2	(上記に関連して) 青野ダムの需要量(p.41 表5.9)ではAとBの比は0.80、丸山ダム(p.45 表5.16)では0.875、千苺ダム(p.49 表5.24)では0.73と計算でき、それぞれで値が異なる。また神戸市水道局の $k1 \times k2=0.85 \times 0.9=0.765$ の値とも違っている。その理由はなにか。	村岡委員 ご質問の需要量の比(A/B)が、ダムごとに異なる理由は1と同じです。 また、A/Bが神戸市全体と千苺ダムとで異なる理由は、以下の計算式により千苺ダムのみのA/Bを算定しているからです。 ①神戸市全体のA/B $= \frac{\text{市全体の計画1日平均取水量}}{\text{市全体の計画1日最大取水量}}$ ②千苺ダムのA/B $= \frac{\text{千苺ダムの計画1日平均取水量}}{\text{千苺ダムの計画1日最大取水量}}$ $= \frac{\left[ \text{市全体の計画1日平均取水量} \right] - \left[ \text{H6年度渇水時でも県営水道、阪神水道、その他の自己水源から安定して供給できる水量} \right]}{\left[ \text{市全体の計画1日最大取水量} \right] - \left[ \text{1/10渇水時でも県営水道、阪神水道、その他の自己水源から安定して供給できる水量} \right]}$
<b>④減災対策に関する事</b>			
—			
<b>⑤環境対策に関する事</b>			
正常流量	3	正常流量に関して今後の論議のため、次の資料の提示をお願いしたい。 ① 5区間13地点の位置 ② 13地点それぞれについて、取水量、および維持流量の値（8項目(*)のそれぞれの計算方法と結果) (*8項目のうち設定不要の項目はもちろん不要) ③ これらの値設定年月（いつ決められたのか）	村岡委員 ①の検討地点については、添付資料1のとおりです。 ②については武庫川水系河川整備基本方針 利水に関する資料に記載のとおりです。 ③正常流量については、河川整備基本方針(H21.3)において決定しました。

主な内容	委員からの意見（意見書）		意見に対する県の考え
	番号	質問 委員名	
⑥推進体制に関すること			
—			
⑦その他			
—			

# 正常流量の検討地点について

○ 「動植物の生息地又は生育地の状況」及び「漁業」の項目の検討地点

区間	区間	地点
区間①	河口～仁川合流点	A 甲武橋下流の瀬
	仁川合流点～逆瀬川合流点	B 宝塚新大橋下流の瀬
	逆瀬川合流点～惣川合流点	C 生瀬橋下流の瀬
	惣川合流点～名塩川合流点	D 森興橋上流の瀬
区間②	名塩川合流点～川下川合流点	E 僧川合流点上流の瀬
	川下川合流点～羽束川合流点	F 下水処理場周辺の瀬
	羽束川合流点～船坂川合流点	G 千苺浄水場上流の瀬
区間③	船坂川合流点～山田川合流点	H 有馬川合流点下流の瀬
	山田川合流点～青野川合流点	I 鉄屋橋上流の瀬
	青野川合流点～相野川合流点	J 興徳寺橋下流の瀬
区間④	相野川合流点～黒谷川合流点	K 乙ヶ瀬橋下流の瀬
	黒谷川合流点～播尻川合流点	L 幣之島橋下流の瀬
	播尻川合流点～細田橋	M 大安寺橋下流の瀬
区間⑤	細田橋～天神川合流点	N 草野大橋下流の瀬
	天神川合流点～真南条川合流点	O 岩鼻橋下流の瀬

\* 「景観」「流水の清潔の保持」の項目の検討地点は、武庫川水系河川整備基本方針利水に関する資料に記載のとおり。

